

家計急変世帯に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

申請締切日

9/30(金)
必着

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降に収入が減少し、住民税非課税相当となった横浜市在住の世帯（世帯主）に給付金を支給します。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

※住民税非課税世帯に対する給付金をもらった方は支給対象外です。

支給対象となる世帯

申請日時点で横浜市に住民登録があつて、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和4年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

※令和4年1月から9月までの「任意の1か月の収入」を12倍することで年収に換算して判定します。
※世帯としての収入(所得)の合計ではなく、世帯全員のそれぞれの収入(所得)で判定します。

住民税非課税相当の判定イメージ(例)

令和4年1月から
9月までの任意の
1か月の収入

×

≤

12か月

家族構成例	住民税非課税相当限度額 (収入額ベース)
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円以下
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	156.0万円以下
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	205.7万円以下
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	255.7万円以下
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	305.7万円以下
障害者・寡婦・ひとり親・未成年の場合	204.3万円以下

※収入額から控除額を引いた所得額での判定で、支給対象となる場合もあります。
詳細は、横浜市ウェブページ等でご確認ください。

申請手続き・問合せ先等

申請手続き : 申請書類は、横浜市ウェブページからダウンロード、または、お近くの区役所でお受け取りいただき、申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に郵送してください。

市ウェブサイト: [横浜市 住民税非課税 給付金](#) [検索](#)



コールセンター : 0120-045-320 (9:00~19:00、土日祝除く) 特設ページ
相談窓口 : 各区に申請サポート窓口を設置 (平日9:00~17:00 (12:00~13:00は休止))
※コールセンター、相談窓口、ともに、受付日時は変更することがあります。